

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

平成29年12月7日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

1 2月7日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 -----	1
開会の宣告 -----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名 -----	2
議案第76号の審査 -----	2
質疑（檜村一臣委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗委員、安藤薫委員）	
議案第77号の審査 -----	11
補足説明（上下水道部長）	
質疑（檜村一臣委員、三好俊範委員、嶋野浩一朗委員、安藤薫委員）	
採決 -----	19
閉会の宣告 -----	19

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

平成29年12月7日(木) 午前 9時58分 開会
午前11時18分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 安藤 薫 委員 藤浦 雅彦
委員 檜村 一臣 委員 三好 俊範 委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山 一正
上下水道部長 山口 猛 同部理事 石川 裕司
同部参事兼経営企画課長 末永利彦 同課長代理 真鍋 伸也
上下水道部参事兼料金課長 林 彰彦
水道施設課長 樫本 宏充 下水道事業課長 江草 敏浩

1. 出席した議会事務局職員

事務局参事兼局次長 岩見賢一郎 同局総括主査 香山 叔彦
同局書記 渡部 真也

1. 審査案件

議案第76号 平成29年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)
議案第77号 平成29年度摂津市下水道事業会計補正予算(第1号)

(午前9時58分 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会いたします。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうも朝から冷えますけれども、いいお天気になりました。そんな中、文教上下水道常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、先日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただきますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

一旦退席させていただきます。

○水谷毅委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は安藤委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、まず、最初に議案第76号の審査を行い、次に、議案第77号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前 9時59分 休憩)

(午前10時 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第76号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 おはようございます。

それでは、議案第76号のほうですね、1点だけ質問させていただきます。

補正予算書の1ページの第4条の債務

負担行為のところについてですけれども、三つの事業について、平成30年度の分として、債務負担行為となっているんですけども、必ず複数年しなければいけないということはないと思うんですけども、その単年度の理由について、それぞれお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 今回、債務負担行為を3件させていただきました。そのうち、経営企画課にかかわります中央送水所管理事業、宿日直業務委託料についてご説明させていただきます。

宿日直業務委託料、本来であれば、確かに債務負担行為で長く契約することによって一般的に経費が削減されるというようなことがございます。今回の宿日直業務は今まで委託しておりませんでした。今までは、職員のほうで行いながら、また、職員のOBにお願いしながらやっておったところがございますが、昨今、宿直を専従している嘱託の方々も高年齢で、なかなか体力的な面もありますことから、4月から初めて委託させていただくものでございます。市民からの問い合わせの状況等々ございまして、その内容につきましては、一旦1年間で契約させていただきますして、その動向を見ながら、次年度以降、ある程度の長期契約も視野に入れながら契約をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜本課長。

○檜本水道施設課長 では、水道施設課にかかわる債務負担行為のご説明をさせていただきます。

まず、汚泥残渣運搬業務委託料についてなんですけれども、この汚泥残渣の処分といいますのは、太中浄水場で地下水を取水

しておりますけれども、そのときに浄水する過程で汚泥が発生します。この事業の中では主に運搬と汚泥残渣の処分と両方の費用が発生するんですけれども、この処分先のほうにつきましては、毎年4月以降に大阪湾広域臨海環境整備センターという、俗に大阪湾フェニックスセンターというところで処分をしています。これについては4月以降にならないと契約ができないんですけれども、この契約をするときに、運搬業者の車両搬入の証明もつけないといけないことになっております。それで、車両の運搬につきましても、従来までは4月1日以降に契約をしていたんですけれども、それをやった後にその処分の契約をしないとけないとなりますと、時間がかかることとなります。ですので、まず運搬のほうだけ4月1日までに決めていきたいということがありますので、今年度から、この分を、債務負担行為であげさせていただいて、4月に処分の契約をしていこうということを考えております。

次に、給配水管維持管理事業についてですが、従前からやっておるものではあるんですけれども、平日の夜間や土曜日、日曜日などにつきまして、漏水など緊急の修繕依頼があったとき、この受託先のほうに連絡をして、その業者のほうで修繕の手配を行ってもらおうという内容になっております。これにつきましては、従前は、前年度の業者に対して、4月1日から1か月間は随意契約という形で行っておったんですけれども、これにつきましても、やはり1年間の契約ということをしたと思いますので、前もって4月1日までに、この業者を決めておきたいと思っておりますので、債務負担行為で設定させていただいたということになっております。

以上です。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 債務負担行為2件につきまして、樫本課長のほうから内容をご説明させていただきました。汚泥残渣運搬業務委託料、今、檜村委員からなぜ単年度の契約だというご質問でございます。その内容につきまして、入札の方法でございますが、今回、汚泥残渣の処分といいますのは、太中浄水場の地下から水を吸い上げる中で、年間配水量等々がございまして、その配水規模にも、取水の量と、それと単年度の水に対する汚泥残渣の量が毎年度違うというふうな状態で、前回の委員会のほうでお話しさせていただきましたとおり、自己水の吸い上げ量が縮小している中で、汚泥残渣量が変わってくるということから、ここの分については単年度の債務負担行為をお願いしたいものです。長期契約にしますと量が変わってくるというのが実情でございます。

それと、修繕業務委託のほうでございませす。先ほどの樫本課長のほうから説明させていただきましたが、修繕業務を担う業者が年々減少していく状況の中で、修繕業務を担う業者の育成の場として、この部分も含めてやらせていただく中で、長期契約を行うことで、1者の教育はできるんですけど、やっぱり災害時の対応等々も含め考えまして、業者のご協力をいただかないといけない状態であります。その中で単年度契約を更新しながら、業者数、育成業者をふやしていくというところで、単年度でさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜村委員。

○檜村一臣委員 今、説明をいただいた業者の話、汚泥残渣量の違いも含めてという

ところで単年度というような話であったんですけども、中央送水所管理事業については、今年度、平成30年度で、その状況を見ながら、平成31年度以降、複数年契約にするか、単年度契約にするかを定められるような話もありましたので、複数年契約することによって経費の節減というようなところはあろうかとは思いますが、いろいろと事情があるというようなこともありますので理解いたしました。

以上です。

○水谷毅委員長 檜村委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございますか。

三好委員。

○三好俊範委員 僕からも1点だけお伺いしたんですけども、今、檜村委員からも質疑がありましたけども、その技術を教えていくために、何年かかかる、熟練した方が教えておられるという話だったんですけども、補正予算書10ページの職員1人当たりの給料のところの平均年齢で、ここだけ少し気になったんで、熟練した方が教えておられているということなんですけども、平均年齢が50歳を超えている状況なんですけども、今、その受託先に教えている方は皆さん熟練の方だと思うんですけども、この熟練の方を育てていく、その水道部局側のほうの若い人が、今どれぐらいいらっしゃるのか、そういう人たちにもやっぱり技術を継承していかないことには、いつか、もう50歳となると、平均でするので、もっと上の方はいらっしゃるでしょうし、その方が例えば突然、言い方悪いんですけども、亡くなられたりとかした場合に、対応できる状態に今あるのか、例えば、その人しかわからないことがあってはいけませんし、そういうことを一つ一つ、

今のうちから、今はまだ何人かいらっしゃると思うんですけど、この現状をずっと続けていくのか、それともその指導側のほうでも若い人に継承していく用意はあるのかどうかというのをお伺いしたいです。

あと、これは言っているのかわからないんですけど、年齢が若い層でどれぐらいの方がいて、上の層でどれぐらいの方がいるのかというのをあわせてお伺いできればと思います。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 三好委員から1点質問がございました。

職員の年齢でございますが、補正予算書10ページ、事務・技術職のほうは平均年齢50.00歳、技能労務職のほうは52.02歳、全体的に言いますと、水道事業は現在40人いまして、実情的に言いますと40人中23人が50歳以上というような状況でございます。それで、先ほどお話しをいたしました業者の育成、職員の育成を、これから、職員が業者の指導をしていく状況です。その辺の中で技術継承をどういうふうにしていくかというところでございますが、技能職員がどんどんと高齢化していくのは確かでございます。一定、ほかの技能職員、水道事業のほうの土木職もございまして、土木一般職へも技術、修繕業務内容を伝承しながら、進めてまいりたいというところでございます。

それと、年齢を言いますと、一番年齢が高いのは再任用職員が60歳以上であります。技術職員でいいましたら61歳、現場のほうで、技能職員のほうでいいますと、62歳というふうな状況、ただ、土木、技術職全部含めると、若い職員では38歳、42歳という職員もいますので、人数的に、比率的に確かには平均年齢が高うござい

ますので、40代、30代ですね、職員も在籍しているというところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 40人中、23人が50歳以上というのは、一般の職場よりはやはり年齢層が高いのかなと、年齢層が高いということは別に悪いことではないと思うんですが、ただその特殊な技術職というようにお伺いしていますので、もし、何かあったときに、その方々が、災害とかあったときにですね、その方々がその動けなくなったときに、対応ができない。今は、まだいけるかもしれないですけど、例えば10年後とか、その方々がもっと年がたってしまって、若い子が全然入ってこなかった場合を、少し危惧することありますから、そういうところを、技術職というふうにお伺いしていますので、技術の継承をうまいことというか、例えば、ベテランの人がいなくても、ある程度のことは引き継ぎというか、何かシステム上、何かつくっておいて、これを見たらわかるとか、できるような継承の仕方、例えば仕事ですので、突然やめられる方もいらっしゃるでしょうし、そういうことも加味して、いろいろと考えていっていただければと要望としておきます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 三好委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 おはようございます。それでは、私も何点かお聞かせいただきたいと思います。

先ほど檜村委員が債務負担行為について、質問をされておられました。平成30

年度の事業であるとしても、平成29年度の中で契約をするということで、今回債務負担行為を組んでおられるんだろうと理解をしているところでありますけれども、改めてこの三つをお聞かせいただきたいのは、具体的にどのようなタイミングで、どのような形で契約をしようと考えておられるのか、まずその点についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、これも単純な話なんですけれども、資本的支出の部分で、配水管整備事業費で、これは補正予算として5万円を計上されておられますよね。この内容についても1度お聞かせいただきたいと思います。

それから、最後のページなんですけれども、配水管の整備事業の中で、勤勉手当が増額となっております。いろんな手当を拝見しておりますと、ほとんどが減額になっている中で、この手当は数少ない増額の手当なのかなと思います。ここから拝察するに、やはり職員の方の体制についても、一定これは考えていく時期なのかなと感じているところがございますけれども、この勤勉手当が増額となっていることも含めて、今の体制がどうなのかということについて、少しお聞かせいただきたいと思います。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 嶋野委員からご質問いただきました債務負担行為のタイミングというか、この時期に債務負担行為、4月からの契約という形の状況でございます。中央送水所の宿日直業務委託料の債務負担行為でございますが、先ほどもお話しさせていただいたとおり、今まで職員またはOBでやっていた状態、現在、そういう状況の中で、改めて業者に委託する段階に

ありまして、この時期に補正予算をお願いしておきまして、年明けに早々に契約、当然、宿日直業務でございますので、年間大体約3,000件の問い合わせを市民からの時間外の夜間に問い合わせがある状況の中で、ある程度、業者のほうには、当然マニュアル等々でございまして、委託した事業者につきましても、教育というか、研修期間を設けて、4月1日の履行に向けて進めていきたいと考えております。

それと、ほか2点でございます。汚泥残渣運搬業務委託料の債務負担行為につきましても、先ほど榎本課長からありましたとおり、汚泥残渣処分は、1か月間処分できなかつたら汚泥残渣がすごくたまってしまいますので、その分につきましても、事前の、この時期に補正予算で、債務負担行為をお願いして、時期を見て契約して、4月1日に汚泥残渣を処分するに当たりまして、相手先に対して収集運搬の証明等々、手続きもございまして、その手続きを踏まえて、浄水場内に汚泥残渣がたまることを避けていきたいと、タイミング的には今じゃないかと思っています。

それと、修繕業務でございますが、修繕業務につきましても、先ほどの話と一緒になんですけど、4月1日から修繕業務を委託するにあたり、一定年度内に業者を決めて4月からの履行、その業者が変わりましたら当然そのマニュアル等も含めまして、業者に対して身分証明書等々の手続きが必要でございまして、その準備段階として、この時期に補正予算をお願いしていきたいというふうに考えております。

それと、資本的支出の5万円、二つ目に質問いただきました内容と、3番目の質問の配水管整備事業の補正については、内容的には、勤勉手当というところになってき

ます。補正予算書14ページに記載させていただいているとおり、配水管整備事業費がトータル的に5万円増加しているのは勤勉手当の増加というところでございます。配水管整備事業費の勤勉手当につきましても、ここの部分につきましても、配水管整備事業費の職員2人分で、その2人の職員の人事評価による成績を反映した場合に、優秀であったというか、評価が高かったというところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 そしたら、確認なんですけれど、まず債務負担行為、3件については、今の参事のお話をお聞かせいただいていると、3件ともこれは競争入札でされるということだと思いますけど、少しそこだけ確認をさせていただきたいと思います。

それと、1点目のその汚泥残渣の運搬については、実際に何者ぐらいが対象になってくるのか、その点についても少し確認をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、その資本的支出の件につきましても、よくわかりました。ただ2名の職員で当たっておられるということについては、やはり今後のことを考えると、どうなのかなと、少し思うところもございまして、ぜひその点については、当然、整備だけではなくて、他の技術にも当然重きが置かれていくわけでございます。その点のことについては、本当に総合力として高めていくような体制をとっていただきたいと思っておりますので、その点については、要望として申し上げたいと思います。その債務負担行為のことにつきましても、少し確認だけさせていただきます。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 債務負担行為を競争入札するのかというご質問でございます。3件とも、競争入札をやらせていただくというふうな形になってくるかと思えます。

それと、汚泥残渣の処分につきましては、収集運搬業の許可を持っている業者と限られてくるんですけども、その辺につきましても、入札内容というか、その中では指名競争入札で、6者でやらせていただく状況でございます。

それと、配水管整備事業の答弁が不足しておったと思います。配水管整備事業の中で2名、維持管理等々の配水給水といろいろございまして、ここの部分については、配水管整備事業を主にやっているというか、職員を配置しているんですけども、当然、配水給水費と、ほかの業務の方も、はっきりとこう分けられない状態というところで説明が不足しておったと思うんですけど、予算上、職員給与費として配水管整備事業2名分を計上しておりますが、当然、配水管整備事業の内容をするに当たって、課内において、配水給水費、受託工事費等の内容で、人員配置を考えてやっており、その配水管整備事業費の勤勉手当があがったというところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 わかりました。以上です。

○水谷毅委員長 嶋野委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 債務負担行為について、今も、いろいろとご答弁もいただいて、わか

って来たんですけども、修繕業務委託について、中身について、もう少し教えていただきたいんですけども、配水管の緊急の問題が起きたり、昨年末には水道管が破裂した問題が起きましたけれども、そうした緊急時、夜間とか休みの日のときの問題に対しての対応に当たる業務を委託するというようなことでよろしいのか、その点において、緊急時ということについては、よくご家庭の中でも水漏れの問題というのは、一般的にはそれぞれのご家庭でやっていただくということだと思いますし、テレビのコマーシャルや、よく郵便受けには水漏れの際にはぜひお電話という広告、マグネットになっているのが入っていたりというようなことでありますが、そういったときに対応もされているお伺いをしてるんですけども、そういったことについて、もう少し教えていただきたいと思えます。

それから、この今回、債務負担行為を行い、4月から契約してしっかり対応ができるようにしていくということでもあります。限度額が1,248万4,000円ということでもあります。これまで平成29年度の当初予算でいきますと、958万8,000円、平成28年度の決算でいきますと、959万円、915万9,480円ということでもありますので、もちろんこの限度額の範囲の中で入札をして、契約をされていくということではありますが、限度額の根拠を教えていただきたいと思えます。

それと、宿日直業務委託料、これについては、これまで職員やOBの方、水道事業等、よく把握されている方がお願いされて従事されてこられた、ただ人手不足の問題、人を確保するという問題等々があって、委託をするということではありますが、今回初めての委託ということで、900万円の限

度額、これについても、どんな根拠からこの数字が上がっているのか、教えていただきたいと思います。

それと、人件費のほうですけれども、平成29年2月から比べてということですかね、人員が2名削減されていると。短時間勤務の方が1人ふえているということで、それに、そういった人の減少、異動に伴って、給料でいくと1,187万3,000円、手当で673万3,000円と、それから法定福利費で430万2,000円、合計で2,290万8,000円ということで減額になっているんですけれども、異動でこういった金額になっているのか、もしくは先ほども、手当の部分については理解できるんですが、給料面において、そういった人の異動以外でこういった給料の減額等が発生しているのかどうなのか、その点、教えていただきたいと思います。

○水谷毅委員長 榎本課長。

○榎本水道施設課長 では、安藤委員のほうからのご質問で、修繕業務委託料についてのご質問について、お答えさせていただきます。

まず、業務内容ということなんですけれども、これは主にですけれども、この修繕につきましては、本市が管理をする配水管についての漏水等が発見したときに対応というのが大前提となっております。今、委員がおっしゃられた家庭内という部分はあるんですけれども、本来の業務としてはですけれども、家庭内はやはり家庭内のほうで、業者のほうでやっていただくというのが、前提にはなっております。ただ、その電話がかかってきたときに、本来の業務に支障のない範囲で、現状はやっているところがあるんですけれども、仕分けは、

やはり今後きちっとしていかななくてはいけないところは発生すると思うんですが、あくまでもその附随的という形で、理解していただきたいと思っております。

それからその費用についてなんですけれども、かなり限度額の部分が上がっているというご指摘の件なんですけど、これにつきましては、この積算の根拠が、1名の職員がずっと待機をしているということですので、どうしてもその積算の根拠としましては、人件費が非常に大きくなってきます。これにつきましては、その人件費というものが、例年でありましたら、4月1日現在の人件費で積算を行いますが、今の時点ではそれは出ておりません。本来の積算業務で行う労務単価は大体2月ぐらいに国土交通省のほうから労務単価調査結果が出てきますので、それを使ってやることが多いんですけれども、今の時点ではそれがありません。あくまでもこの人件費の単価につきましては、今のところ推定という形になっております。そうしますと、やはりその、過去にですね、大きく、費用が上がったときがあります。こうなりますと、設計価格が上がる形になります。今度この低く見積もってしまいますと、枠が低くなってしまいますと、入札が不調となる可能性があります。私どもとしましては、過去の上がった分を考慮にして、枠をつくっているということになっております。ですので枠内より下がった状態で入札される可能性もあるとは思いますが、今の私どもとしましては、今の、枠という中では、過去で一番多く上がった分を参考にして、この費用をあげたという形になっております。

以上です。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員からご質問いただきました債務負担行為の件でございます。宿日直業務委託のほう、900万円で限度額を設けました。ここにつきましては他市、本市だけのみならず、全国的にどこの事業体でも宿日直業務というのはやられている。また水道管の破裂がございますので、誰かがおられた状態に、その辺は私どもは大阪府下、一応アンケートというか、調べさせていただいている状況の中で、その内容をもとに他市でやっておられる業者に見積もりをとって900万円を計上させていただいておるところでございます。

それともう1件、人件費でございます。2名削減になっていまして、人の異動以外の内容はないのかというご質問だと思いますが、今回、補正予算をあげさせていただきました内容には、再任用職員で、退職を予定されていた職員が退職されて、1人減となりその方が再任用でまた来られる状態です。そのほかの内容でございますが私どもの中に、育児休業されている職員も1名ございます。その辺の中で給料、復職というところがその辺で予算計上させていただいておったんですけども、今年度も復職の見込みがないというところで減額補正をさせていただいているふうな状況でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 修繕業務委託についてですが、家庭の中での給配水について対応は、基本的には、個々のご家庭でやっていただく。ただ、緊急時、例えば夜間であったり、祝日で、なかなか業者もつかまりにくい、もしくはひとり暮らしのお年寄りが非常にふえてきている中で、水とい

うのは生活にかかわる、もう本当待ったなしの問題でありますから、そういったときに上下水道部のほうに問い合わせがあったときに、何もできないということではやはり困るということですので、附随的とはいえ、そういった対応をしっかりとっていただくということは、非常に大事なことだなということは改めて思いましたので、その点については、この委託で一人が対応していただけるということでもありますので、引き続きしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

限度額の根拠についてはよくわかりました。宿日直業務を含めまして、どちらもやはり人なんだなということだと思います。人件費で人を確保しておいて、緊急時の対応、それから夜間の対応をやられるということでもあります。

1点、宿日直業務についてなんですけども、これは修繕のほうは何かあったときには現場に走られたりというような対応をとられることになると思うんですが、宿日直業務の場合は緊急の連絡があったり、何かの連絡事項があった場合というのは、その持ち場を離れるわけにはいかないので、連絡業務が中心になるかというふうに思うんですね。そうなりますと、やはり水道業務については詳しくあったり、市役所の人の流れであったり、連絡体系をよく理解していないといけなかったりするということで、今までOBの方であったり、職員が交代でやっておられたということであるんですけども、ここをあえて外部に委託をされる、その辺の意図、あえて外部に出されると考えると、例えば派遣であるとか、とりあえず上下水道部として、直接雇用をして、その方に直接いろいろ指導ができるようにするっていう考え方もあるのではな

いかなっていうふうに思うんですけども、その宿日直業務の分についての、この業務を外部委託されるということについての考え方をお聞かせください。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員の2回目のご質問でございます。宿日直業務のまず初めのその業務内容でございますが、宿日直業務につきましても、漏水等の連絡がございます。それと、開閉栓業務、土日祝日夜間という形で、水道を開けたり閉めたりという内容もございます。それと、料金の受け取り、夜間と休日と夜間の受け取り業務をさせていただいております。

その中でその業務を今までやっておった、今までの流れからいいますと、以前はその再任用制度等々はございませんでしたので、60歳で定年されたときに、大体65歳、66歳までは行っていただいていた。今は、再任用制度がございます。それを終わられたから、大体65歳からという状況では、なかなかその担い手がいないというふうなのが実情でございます。

その中で、なぜその委託にしたのかと、昨今、直接雇用という考え方もございますが、ある程度その競争入札をかけながら、水道事業、この前にもお話しさせていただいたとおり、水道事業、経営も下降ぎみと、もう近々のうちの単年度赤字というような状況の中で、ある程度経費削減とか、アウトソーシングをかける中で、競争をかけながら、ここの部分についてはしていきたい。ただ、市民サービスの低下ということは避けていけないという状況の中で、ある程度、他市に対してもヒアリングをしながら、業者でも十分対応をやっておられているということをお聞きしていますので、その内容で外部の

ほうに委託していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 樫本課長。

○樫本水道施設課長 1点だけ先ほどの分のご説明の補足をさせていただきたいと思うんですけども、市民の宅内を緊急で修繕する件なんですけれども、日頃から職員で対応できる分と、職員で対応できない分、これは当然あります。費用も発生はしております。

これにつきましては、緊急であっても、同じような形で、費用が発生するものについては費用をいただくと。それも同じような形で今のところ対応させてもらおうと思っております。

以上です。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 宿日直業務についてであります。直接雇用でなくても、例えば派遣の人、シルバー人材センターの方をお願いをして来ていただいて、きちんと研修もして、いろいろ内容を知っていただいて、直接指導もしながら、いろいろ情報交換もしながら、やるというふうな形もある中で、宿日直業務を外部のほうに委託をする。外部の委託となると、先日、環境センターの外部委託で引き継ぎの時間をとる、とらない、いろいろ残業問題でも指摘があったわけで、連続している業務の中で、専門的な修繕であるとか検査であるとか、計器をよく見ておくというようなものとは違って、あえて外部の方に委託することによって、そこに引き継ぎの業務であるとか、いろいろなやりとりが発生するのではないかなという意味合いで、何で直接雇用ではないのかなというような疑問が生じて、お聞きしたわけでありまして。その点からもう一回

教えてもらえますか。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 安藤委員の3回目のご質問です。

シルバー人材センターのほうにも、それも今後の課題とし、課題というか、内容的なところがございしますが、とりあえずこの1年間、料金収受、シルバー人材センターの中でもその年齢構成もございしますが、夜間の仕事であるというふうな状況の中で、ある程度、電話が集中する時期は、例えばこの前の年末にございました南千里丘の水道管の破裂事故等々ございましたが、一齐に電話がすごくかかってくるというふうなプレッシャーがかかる、私も、若いころにやったことございしますが、ある程度事故等々ございましたら、苦情等もございしますので、精神的なプレッシャーというか、電話が何本もかかってくるような状態、シルバー人材センターのほうで委託する中で、その年齢的なものもございしますので、その分については、また可能かどうかというところも精査はしていないところでございしますが、ある程度その実情、私ども初めてでございしますので、他市でもシルバー人材センターにされているところもございします。ただ、そこは業務内容がまた違うと。私どもが求めているクオリティーと申しますか、要求水準ではないところはシルバー人材センターでやられているところもございしますが、一定、料金収受というのもございしますので、今回は、外部に委託したいというふうなところでございします。

それと引き継ぎの問題につきましても、一定、時間内というか、当然、私ども水道事業ですので、夜間に水道の料金をお支払いに来られる方、お約束の方もいますので、その引き継ぎは時間内、職員の時間内で

進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第77号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

檜村委員。

○檜村一臣委員 それでは、補正予算書の2ページ、債務負担行為の内容について確認させてもらいたいんですけど、まず、基本的なことで申しわけないんですけども、二つの債務負担行為、事業別にあると思います。あるんですけども、この公共下水道管理事業と、雑排水管理事業の二つの事業の違いをまず、教えていただきたいと思ひます。

それで、第5条の企業債、資本費平準化債、1億1,000万円を発行して、限度額を12億円にされるというふうなことなんですけども、当初、10億9,000万円というふうな限度額から12億円にしたというふうなところで、どういった理由で今回この補正で、資本費平準化債を発行する形になったのか、その辺について教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○水谷毅委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 檜村委員の債務負担行為、2件の内容ということのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、公共下水道管理事業、この債務負担行為につきましては、公共下水道汚水ポンプの保守点検委託料となります。

本市内には合計4か所、浜町、一津屋、鳥飼和道、鳥飼西、この4か所の汚水ポンプがございまして、それぞれ2基ずつポンプが設置されております。このポンプの保守点検委託料でございまして、

もう一つ、雑排水管管理事業、このポンプの保守点検委託料につきましては、下水で管理しております鳥飼野々ポンプ場、このポンプ施設の保守点検委託料でございまして、このポンプにつきましても、今年度6月までに1基増設しましたので、現在は2基のポンプが設置されておまして、その点検委託料ということになります。

以上でございまして。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 榎村委員の質問でございまして。企業債の件でございまして、企業債の補正予算につきましまして、資本的平準化債の発行額、当初予算10億9,000万円から12億円に増額するというふうな内容でございまして。

前回の平成28年度の決算におきまして、約1億6,000万円の黒字決算となりました。当初予算の段階でまだ平成29年度スタート、当初予算につきましましては、2億6,000万円程度を考えておったところでございまして、工事費の支払い等、3月末に終えることができたというふうな状況の中で、平成28年度の黒字決算が1億6,000万円スタート、平成28年度の決算で見ますと、黒字額1億6,000万円から、事業費、維持費と、人件費等々で1億円を差し引いた約6,000万円が平成29年度の現金の残高ということ想定しておるところでございまして、我々といまして、資金繰りを考えますと、年度末に1億円から2億円というふうな緊急的なものもございまして、支出分が

ございまして。その辺の中で持っておきたいというふうにご考慮しておるところでございまして、当初予算で資本費平準化債の発行を抑えて予算計上しておりましたが、この12月補正で1億1,000万円の増額をお願いして、補正予算書の6ページの右下に記載しておるとおり、約1億8,000万円の資金を年度末に確保していきたいところで、今回、資本費平準化債1億1,000万円をお願いしていくところでございます。

以上でございまして。

○水谷毅委員長 榎村委員。

○榎村一臣委員 まず、1つ目のポンプ場の件について、4か所あって、各2基で合計8基ということで、汚水に係る部分ということだったんですけども、債務負担行為の表で、下の鳥飼野々のほうは、上が汚水ということは、下は雨水というふうなことでよろしいですね。

その3年間での限度額の数字を見ていまして、今、上の汚水の部分については、4か所2基で8基というふうなことで、3年間で限度額が356万5,000円と、で、鳥飼野々のほうが追加されて、2基ですかね、雨水のほうは2基で、3年間で限度額が255万1,000円というふうになっているところで、上が8基に対して、下が2基で、限度額から見ると、約350万円と約250万円という、1基の割合にすると、雨水のほうは割と金額をとっているんかなというような感じで今、お聞きして見受けられますので、そのあたりについて、内容について、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それで、資本費平準化債の発行について、内容については、理解できている部分もあるんですけど、教えていただきたいんです

けど、資本費平準化債で1億1,000万円追加して、12億円というようにしたことだったんですけども、これは、資本費平準化債のほうで、その発行できる限度額が、そこまで限度額までいかないとか、借りれないというようなこととかがあるのかどうかというふうなことと、もしそういうふうに資本費平準化債のほうでとれなければ、どういった形で起債するのか、しないのか、ほかの手だてがあるのかというふうなところについて、わかればお教えいただきたいと思います。

2回目以上です。

○水谷毅委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 檜村委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

このポンプ施設の委託料につきましては、それぞれ台数に差はあるんですけど、この単価差の大きな原因といたしましては、汚水ポンプにつきましては、ポンプのサイズが小さいと、口径が現在設置しておるのが、65ミリから80ミリのポンプ、片や、鳥飼野々のポンプにつきましては、口径が250ミリということで、保守点検、引き上げの作業など、当然費用もかさむということで、こういう単価差となっておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 末永上下水道部参事。

○末永上下水道部参事 檜村委員の2回目の質問でございます。資本費平準化債、限度額というか、今回出来るだけ当初予算の内容の中で資本費平準化債の借入を抑制してきたというふうな状況の中で、その新年度予算を組む段階では余力を持ちながら、ただまだ余裕がございますので、計上をさせていただいたところでございます。

それで、今回はできたけども、これから可能じゃなかったらどうするんだというように内容でございますけども、その辺につきましては、事業費というか、当然その必要な部分の費用でございますので、当然見込みというのは立てている状況の中で、ある程度その事業、今回はできたけども、次はできない可能性もございますので、その辺の部分についての次の方法というのは、やっぱり事業費の抑制というようなところは出てくるかと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 檜村委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

三好委員。

○三好俊範委員 少しお伺いしたいんですけど、4ページ、固定資産の土地・構築物が、結構な金額が減っているんですけど、何か売却されたんですかね。土地が1,350万円ですか、構築物3,255万5,727円、多分、何か売却されたのかなと思ったんですけど、当初の予算から結構な金額が減っていますので、ここについて、まず1点お伺いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○水谷毅委員長 真鍋課長代理。

○真鍋経営企画課長代理 当初予算のときに、予定の開始貸借対照表というのをつくらせていただきました。それは平成28年度予算を全て執行したらこういう姿になるよというものでございました。例えば、固定資産はほとんど減額をしておるんですけども、減額の理由としては、平成28年度に予算執行しようと思っていたけれども、何らかの理由で予算執行はしなかったということで、土地は買おうと思っていたのですが、そこは買う必要がなくなった

というところであります。あと、構築物とか建設仮勘定とか、無形固定資産の施設利用権は全部減っています。この分については、工事費が工事が完成したと同時にそれが資産になって、減価償却が始まるということで、当然、工事費については平成28年度も入札で落ちて、工事費が減れば、当然資産は減ります。例えば、あとは執行しなかったものについては、当然それは執行がありませんので資産としては減ります。一応そういう理由としては、減っている理由は全て、予算執行とか、経費節減によって、資産が縮小されたということでございます。

もう一つですね、地上権がふえておりますのは、これは予算より、これは流用して、予算執行したんですけれども、流用して、増額で予算執行しますと、ここは資産としてはふえているということで、全体としては平成28年度予算で見ていたものが、決算が確定して、それにあわせて増減があったということでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 三好委員。

○三好俊範委員 では、執行しなかった、予定と違うことになった、いろいろと、安くなったこともあるので、金額が安くなったと、それに平成30年度もそのまま安くなっているところは、そのまま安くなっていると思っていいってことですね。

あとは、これも教えてほしいんですけど、これは設備投資の話なのかもしれないですけど、6ページの2番、投資活動によるキャッシュ・フローっていうのは、これは設備投資のことになるんですかね。それだけ最後にお伺いしたいです。

○水谷毅委員長 真鍋課長代理。

○真鍋経営企画課長代理 補正予算書6

ページの有形固定資産の投資活動のキャッシュ・フローでございますが、これも設備投資、企業でいえば設備投資ということでございますけれども、下水道事業、水道事業両方について言えることが、資産が管路とか水道でいえば施設、配水池とかいろいろありますけど、下水道では主に管路になります。管路の工事をしたものが、市にとっての固定資産になりますので、ここは単純にいえば、工事費がここにアガってきて、有形固定資産が貸借対照表には4ページの資産計上にあがってきて、キャッシュ・フロー計算書では、投資活動によって工事費の分がそれだけ減りますということで、マイナス表示になっておると、そういうことでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 三好委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 私も債務負担行為のことについて、お聞かせいただきたいと思うんですけども、債務負担行為の内容につきましては、檜村委員が質問されておられまして、よくわかりましたけれども、まずね、公共下水道の管理事業なんですけれども、要はこの4か所で汚水についてね、ポンプで吸い上げて、要は流していかないとだめなんだということですよ。これは、技術的にね、恐らくこのポンプ機能というのは残っていくのかということについてね、1点お聞かせいただきたいと思えます。

それと、雑排水管理事業のことなんですけれども、この当該箇所につきましては、雑排水管を利用して、これもポンプ施設でね、機能で吸い上げて、多分、鳥飼水路に流していくということなんだろうと思う

んですけれども、ここについても、このポンプ機能は、今後も残っていくと考えたらいいのか、それと、雑排水管というそのものは、私は今後ね、雨水管の整備をしていくながら、これはどんどんと減らしていくべきもんだらうと理解はしているんですけれども、現在の市内におけるね、その雑排水管を利用している状況について、お聞かせをいただきたいというように思います。

○水谷毅委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 嶋野委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、公共下水道のポンプ施設、これにつきましては、基本的に公共下水道については自然流下、これが第1ということであります。

しかしながら、このポンプをつけているところにつきましては、地形的に、こういう圧送しないと公共下水道に、接続できないというところがございます、ご指摘のとおり、このポンプにつきましては、将来も半永久的に存続していくものでございます。

2点目の鳥飼野々のポンプ施設、これにつきましては下水道のほうで管理しておるポンプでございますけど、基本的にはこの鳥飼野々の部分につきましては、鳥飼水路のほうに自然流下をするという形の管路になっております。

このポンプ施設につきましては、その許容量、鳥飼水路が水路の水位が上がった時の補完的施設でございます、ポンプで強制的にもう一つ北の水路、鳥飼南水路のほうに放出する形で補強する形のポンプになっております。これにつきましては、その地域を保護、安全を守るためには長期的に存続していくという形になります。

あと、雑排水管の利用状況ということでございますけど、基本的に安威川の南側につきましては、分流になっております。しかしながら、雨水、本市の場合、汚水を先行しておるという状況で、安威川以南につきましては、まだ雑排水路と呼ばれるものにつきましては、一定この雨水、雑排水、共用しているという形になっております。これにつきましても、今後、一定、汚水の整備のめどが立ちましたら、その雑排水管をそのまま雨水に使えるか、新たにまた能力が足りなかった部分については、入れかえとか、流れる方向を変えといけない箇所もございますので、その辺は順次整備していくという形になってまいります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 まず、公共下水道のほうにつきましては、これは自然流下が難しいということで、これはもう半永久的に続いていくものだということでございます。となってくると、ここのそのポンプ機能がもし停止するということになる、これは相当にやはり市民生活を考えても、大きなことになってくると思いますので、ぜひ、その保守点検については、しっかりとやっていただくということが大事なんだと思っておりますので、その点については、今後の債務負担行為を組んで、委託をしていくことになると思いますけれども、しっかりと、やはりその管理はしていただくように、よろしくお願いをしたいというように思います。

それとその雑排水管のところですけども、これはお聞かせいただいていると、雨水に関してはここを利用していくながら、やっぱり今後も利用していくんだということになっていくのかなと思います。た

だ、しかし今後のことを考えると、今、三箇牧の整備をしておりますし、今後、東別府の整備は下水道事業団に委託となっていくわけですね。となっていくと、やはり、本来はそのそういった雨水管についてね、しっかりと整備をしていきながら、今後のあり方についてもしっかりとね、やっぱり見守っていただきたいと思っているところであります。

そこで最後にお聞かせいただきたいのが、議案第76号にもかかってくるころなんですけれども、補正前後の職員の体制を見ておきますと、若干減っていたり、あるいはその予定していた技術職の方が思うように採用できなかつたりという状況があるのかなというように思っています。そうやってきたときに、汚水については、基本的に整備は終わっていますので、今後新たな整備をしていくということはないのかなと、今後はその維持、管理、更新にかかってくるんだらうかと、しかし、雨水に関しては、分流地域については、これからまだまだやってかなあかんという状況にありますよね。実際に東別府については、これは自前でやるんじゃないで、実際に下水道業団に委託をしてやっていくということになっていますよね。ということを見ると、これは摂津市の上下水道部として、持っている技術がどうなのかということが今改めて問われていることじゃないのかなというふうに思っています。

今回、新たな補正を組まれるに当たって、今、摂津市のその技術的なところで掲げている課題について、どのように考えておられるのか、少し総括的になりますけれども、部長からお聞かせいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○水谷毅委員長 山口部長。

○山口上下水道部長 人員の関係でございますけれども、今から20年前、30年前、下水道整備をどんどんやっていたとき、このときといいますのは、上水道のほうでも下水道管布設に伴う移設工事が3億円、4億円レベルでございました。そして、私も以前、財政課におった折に、1日20億円程度の公共下水道工事の入札をしておったと、そういう時代が平成の初めから、約10年間続いたのではないかなというように思います。

その中で、やはり、そういう時代は非常にももちろん団塊の世代の方もたくさんいらっしゃいましたし、設計それから監理をされる方もたくさん、当時は平屋のプレハブがありまして、そこには、ほとんどの技術職が、30名、40名おられたという時代がございました。

今はどうかといいますと、やはり、現業のほうは不補充というふうなこともありまして、あと実際の設計、専門的なことをやる方が今回の補正でも下水道の整備、それから特に今後は管理ですね、管理のほうにやっぱりどんどん人を回していかなければならない中で、今、人員が2名ほど減っております。その分、正直申し上げて残業でカバーをしているというのが、係を超えて、下水道事業全体でカバーをして動いているという実情でございますので、これはやはりよいことであるとは思っておりません。知識としては、やはり係が違っても、隣のいわゆる管理の図面の見方であるとか、開発協議、これができますので、その分についてはいいんですけれども、やはり、継続的に超過、時間外勤務については、いわゆる企業ですので、労働基準法の36条に伴います三六協定ということで、年間360時間を限度、月30時間という、や

むを得ない場合につきましては、労働組合と協議をしてというふうなことが実は今年度何度かございました。その中で今、採用に向けて、人事課のほうでも頑張ってくれているわけですが、なかなかこの時代その土木技術者の応募が非常に少ないということを聞いております。毎回気にしているんですけれども、今回の状況はよく聞いてはおりませんが、やはり応募自体が少ないようなことを聞いております。ただ、我々としましては、今後、施設の老朽化に対する更新でございますとか、それから、先ほど言われました下水道でいいましたら、雨水の整備率が三十数%という中で、やっぱりその技術の欠落ということはできるだけ避けたいという中で、どうしても我々、直営の人員だけでできないところについては、下水道事業団の技術をおかりしながら、そこにやはり一緒にはりつきながら、やっぱりその技術をやっぱり取り込んでいく。ですから、全く、委託をしたから、そこに手を出さないということではなくして、ちゃんとその下水道事業団なり、例えば、工事事業者なりの中にも入っていきながら、もちろんこれは請負でありますけれども、下水道事業団については、やはり、中小の企業体で、非常に技術的に困難であるとか、人員が少ないところをカバーしてくれるという、そのためにつくられた団体でございますので、そちらの技術をしっかりと勉強していきたい。

また、水道につきましても、今、塩野義製薬のところで、大きなシールド工事、これは庭窪浄水場からの複線化でございますけれども、こういうこともやっております。こことも調整をとりながら、管路の更新をまた今後やっていくわけですが、その

ほうが安いですから、その折にもやはり大阪広域水道企業団の技術者とも協議をしながら、そちらのノウハウも取り入れながら、技術の継承をしっかりと図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 嶋野委員。

○嶋野浩一朗委員 非常に詳しくご答弁をいただきまして、ありがとうございます。下水道に関して申し上げますと、実際の定数に対して、今2人、欠員が出ているんだという状況ですよね。そこについてはやはりいろいろな方法を使っていきながら、できるだけ欠員のないように、これは引き続き努力をしていただきたいと思いますところでございますし、先ほどご答弁をいただいた東別府のことにつきましては、これは非常に難しい工事になるというのは私もお聞きをしております。だからこそ下水道事業団に委託をしてやっていくということになっていくんですけれども、今、部長がおっしゃっておられたように、やはりその下水道事業団が持っておられる技術といっても大変に大きなものあるだろうと、私も推察でありますけれども、感じるところでございますので、ぜひ今回のこの工事をいい機会として、摂津市の皆さんもやはりそういった技術をしっかりと盗んでいくというか、やはり身につけていくという、そういった心構えで、ぜひその技術の継承というか、さらに向上を目指していただきたいと思いますところでございます。

今、答弁の中でおっしゃっておられましたけれども、この間、ずっと職員数の定数を減らしてきました。現業職員につきましては、原則として、不補充という方向をずっとやってきたわけです。なので、今の状

況になってくるのは当然の話でありますけれども、しかし、これはやはり現場を預かっている部署でもございますので、そういったところをしっかりと見ながら、もし、今の方向性を続けるとするならば、これは摂津市の持つ技術というところで、これは大きなやはり結果につながるんだという、そういったことについてはしっかりと、目を光らせていきながら、やはりその方針は方針でありますけれども、物申すところはしっかりと部長として、今後しっかりと目を光らせていきながら、それは摂津市全体の技術力をあげていくような方向性をしっかりと模索をしていただきたいということを要望として申し上げて終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 嶋野委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 1点お聞きしたいんですが、債務負担行為で二つのポンプ場での設備、保守点検委託料、限度額が設定されました。内容についても今までの質疑応答等で理解しているところなんです、3年間の契約について、業者の選定について、どういった方法で、どういったタイミング、スケジュールでされるのかだけお聞かせください。

○水谷毅委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 安藤委員のご質問にお答えさせていただきます。

業者の決定方法につきましては、一定、条件をつけた形、仕様で縛った形での指名競争入札になるかと思っております。これにつきましては、経営企画課のほうで担当しておりますので、十分相談した上で、業者決定をしていきたいと思っております。

時期につきましては、4月1日から移行できるように、3月中に業者を決定できて、4月1日から間なく業務に入れるような形を整えていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 入札ということでございます。やはり、公平公正な競争と、透明性も担保しながら、技術力もしっかりとしたところに委託をしていただかなければいけないと思うんですが、ただポンプの保守点検となりますと、やはりそのポンプの納入メーカーであったりとか、そういったところはかなり特定されてくるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺、これまでのその雑排水管理事業のほうは今回委託というのは初めてなんでしょうかね。と、公共下水道のほう、雑排水管理事業のほうは今までの委託業者の推移等、競争入札がきちんと機能しているのかどうなのかという点から、どのような状況だったのか、今後の指名、仕様書によって、きちんと条件をつけた上での指名競争入札においても、競争が、公平で公正な入札制度が担保できるのかどうなのか、その点を教えていただけたらと思います。

○水谷毅委員長 江草課長。

○江草下水道事業課長 安藤委員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

今回、この点検業務ということでありますので、基本的にはポンプの機能、配電盤の故障がないとか、そういうところの点検業務になりますので、これまでにつきましても、基本的にはポンプメーカーという形じゃなくて、電機メーカーとかいう形の業者に委託しておる状況でございます。

今回この債務負担行為をあげさせてい

ただいている中では、今までもご質問いただいたように、今後の点検というのは非常に大切だということがありますので、今までの点検業務の中に簡単な修繕、あと長寿命化をするような項目も加えた中で、先ほど仕様で縛ると言ったのは、そういう項目も今回の委託の中でしていただきますよというような形で、発注していくという形になります。

ご指摘のとおり、ポンプにつきまして、ポンプの本体の大きな故障とかいう形になりましたら、それぞれポンプの構造とか機能に、それぞれ会社が特許を持っておりますので、こういう本体の故障につきましては、そこに委託しないといけないという形になるかもしれませんが、本委託業務につきましては、一定、市のほうの求める水準を達成できる、業務をできるという業者に対して、公平性を持って発注できるものと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 安藤委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時17分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第76号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

議案第77号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時18分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 安藤 薫